

九州工業大学交響楽団 音楽委員会会則

第1条 名称

当会は九州工業大学交響楽団音楽委員会と称する。

第2条 目的

当会は九州工業大学交響楽団の音楽面の向上、発展を目的とする。

第3条 所属団体

当会は九州工業大学交響楽団に所属する。

第4条 組織

当会は以下のように組織される。

- ・音楽委員長 1名
- ・音楽委員 数名
- ・管理部長 1名

第5条 活動

当会は以下の活動を、音楽委員長を中心として行う。

- ・練習日程及び内容の計画、遂行
- ・当楽団の団員の音楽面における意識の向上

また音楽委員長は必要に応じてパートリーダー会議を開くことができる。

管理部長は練習計画に基づき、練習場所の確保及び楽譜、備品、借用書などの管理を行なう。

第6条 選出

音楽委員長は団長が指名し、総会で承認されなければならない。また、音楽委員、管理部長は音楽委員長により任命される。

第7条 任期

音楽委員長及び音楽委員の任期に関しては、団則第18条に準ずる。

第8条 解任

音楽委員長の解任に関しては、団則第20条に準ずる。

第9条 改正

当会則を改正するためには、音楽委員長、団長、副団長（不在の場合は除く）全員の賛成がなければならない。

ただし、音楽委員長は改正後に改正した内容を全団員に示す義務がある。

旧第10条 発効

（削除）

1995年 6月21日 発効

2004年 6月11日 改正